

■ 臨床研修病院の開設者の変更の取扱い

国の運用上、臨床研修病院の移転・病院の再編・開設者の変更の際し、**一定の要件**を満たす場合、報告書の提出及び地域医療対策協議会への報告を経て、指定継続を行うこととしている。

(要件) 移転等前後における病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲を総合的に勘案し、**病院としての同一性**が認められる場合で、さらに指定基準を満たしている場合

※ 臨床研修病院の指定を一度取消し、改めて指定を行うと、手続上、指定がされていない空白期間が存在し、研修が実施できなくなる等、臨床研修病院及び研修医に対して直接的な影響をきたすことになる。

■ 臨床研修病院の開設者変更に係る報告について

1 対象病院

	変更前	変更後
開設者	立正佼成会 代表役員 熊野隆一	学校法人 杏林学園 理事長 松田剛明
病院名	立正佼成会附属佼成病院	杏林大学医学部附属杉並病院

2 変更日 : 令和6年4月1日

3 変更前後の状況 : 開設者及び病院名のみ変更あり
二次医療圏、病床数、診療科、病院の機能、医師数、研修医定員…**大幅な変更なし**

▶ 上記対象病院について、変更後の病院が指定基準を満たすとともに、開設者変更前後において、二次医療圏、病床数等大幅な変更はなく、病院としての同一性が認められることから、指定継続とする。

■ 臨床研修病院の指定取消について（取消申請）

基幹型臨床研修病院の指定取消について（協力型臨床研修病院としては指定継続）

- 1 対象病院 （基幹型病院）独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院
※協力型臨床研修病院としては、引続き継続を希望
- 2 （基幹型病院）指定取消期日 ： 令和8年3月31日
- 3 指定の取消しを受けようとする理由：
基幹型病院として初期研修医の教育を十分に行うための指導体制を維持することが難しくなり、協力型臨床研修病院として意向を希望するため。
- 4 現に臨床研修を受けている研修医の扱い
 - 令和6年度現在研修医数：1年次 3名、2年次 3名
 - 協力型病院の協力を得て、当該病院のプログラムに則った研修を行っている。
 - なお、令和7年度臨床研修医定員配分においては、当該病院への配分はなし（配分希望なし）

▶ 上記の対象病院について、基幹型臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認められることから、指定を取り消す。（協力型臨床研修病院としては、基準を満たすことから引き続き指定継続）